

千葉県環境衛生関係営業施設監視指導実施要領

第1 趣旨

この要領は、環境衛生監視員（以下「監視員」という。）が興行場法（昭和23年法律第137号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）及びクリーニング業法（昭和25年法律第207号）（以下「各法」という。）に基づいて、環境衛生関係営業施設（以下「施設」という。）の立入検査及びその他公衆衛生上必要な措置の状況の調査（以下「立入検査等」という。）を行う場合における立入検査等の方法及び事項に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 実施回数

立入検査等は、全ての施設に対し毎年度1回以上実施するものとする。ただし、保健所長が施設の衛生状況、地域の特性等により特に支障がないと認めた施設は、この限りでない。

第3 実施方法

立入検査等は、目視による検査とし、必要に応じ科学的な検査を実施するものとする。

第4 実施時期

立入検査等は、無通告で施設の営業時間内に実施する。ただし、保健所長が営業形態その他の事由により特に認めた施設は、この限りでない。

第5 検査事項、留意事項

検査及び調査すべき事項（以下「検査事項」という。）並びに留意すべき事項（以下「留意事項」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 興行場法に定める施設 別紙1に定める事項
- (2) 公衆浴場法に定める施設 別紙2に定める事項
- (3) 旅館業法に定める施設 別紙3に定める事項
- (4) 理容師法に定める施設 別紙4に定める事項
- (5) 美容師法に定める施設 別紙5に定める事項

(6) クリーニング業法に定める施設 別紙6に定める事項

第6 採点

立入検査等においては、別紙1から別紙6までに定める事項について、環境衛生関係営業施設採点基準（別記1）により採点する。

第7 検査結果の処理

立入検査等の結果は、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 前条の規定による採点結果及び指導事項の詳細等は、興行場監視票（様式第1号）、公衆浴場監視票（様式第2号）、旅館監視票（様式第3号）、理容所監視票（様式第4号）、美容所監視票（様式第5号）、クリーニング所監視票（様式第6号）に記録する。
- (2) 監視の結果は、環境衛生監視結果書（様式第7号 2部複写）に記載し、1部を立会者に交付するものとする。
- (3) 前条の規定による採点の結果が、次の表の採点結果の欄に掲げる場合となる施設については、当該場合に対応する指導方法の欄に定める方法により、当該施設の経営者（理容師法に定める施設及び美容師法に定める施設にあつては開設者、クリーニング業法に定める施設にあつては営業者）に対し指導するものとする。

採 点 結 果	指 導 方 法
減点1の項目がある場合又は減点合計が9点までの場合	環境衛生監視結果書の交付による改善の指導
減点3の項目がある場合又は減点合計が10点から15点までの場合	環境衛生監視結果書の交付による改善の指導
減点5の項目がある場合又は減点合計が16点から25点までの場合	環境衛生監視指導票（様式第8号）の乙表の交付による改善の指示

減点10の項目がある場合又は減点合計が26点以上の場合	環境衛生監視指導票の乙表の交付による改善の指示及び始末書の徴収
-----------------------------	---------------------------------

- (4) 各法に基づく処分を行う施設については、前号の規定は適用しない。
- (5) 前2号の規定により改善の指示又は処分を行った施設に対しては、経営者等から改善報告書受理後、再度立入検査等を実施し、改善の状況等の確認を行うものとする。
- (6) 前号により確認した改善の状況は、環境衛生監視指導票（甲票）にその経過を記録するものとする。
- (7) 立入検査結果等は、環境衛生営業指導システム（以下「システム」という。）に入力する。
- (8) 環境衛生監視結果書及び環境衛生監視指導票（甲票）は、当該検査年度から3年間保存しておくものとする。
- (9) 採水を伴う入浴施設の場合
旅館業法、公衆浴場法に基づく入浴施設の採水を伴う立入検査における水質検査結果による措置は、次により処理するものとする。
- ア 水質基準適合の場合は、浴槽水の水質について通知する。
（例示1）
- イ 水質基準不適合の場合は、浴槽水の水質改善について勧告する（例示2）。
- ウ 水質基準不適合かつ被害発生が予想される場合は、当該浴槽の使用自粛及び浴槽水の水質改善について勧告する。（例示3）
- エ イ、ウについては、速やかに生活衛生課長に報告すること。

第8 関係法令

関係法令（別記2）に抵触すると思われる事項については、担当部署又は担当機関に照会し、可能な限りその措置状況を把握するとともに、これらの状況についてシステムの備考欄に記録するものとする。

附 則

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 1 6 日から施行する。

別記 1

環境衛生関係営業施設採点基準

- 1 検査事項ごとに減点法により採点する。
- 2 減点は、次の各号に定めるところにより行う。
 - (1) やや劣るもの・・・減点1とする。
(例・軽微な事項の遵守を過失により怠っているもの)
 - (2) 劣るもの・・・減点3とする。
(例・遵守を過失により怠っているもの)
 - (3) 特に劣るもの・・・減点5とする。
(例・各法に定められた事項の遵守状況の特に悪いもの、環境衛生監視指導票による改善指示を受けながら改善していないもの)
 - (4) 悪質なもの・・・減点10とする。
(例・再三の環境衛生監視指導票による改善指示を受けながら改善の意欲が認められないもの)
- 3 前項各号による減点の合計は、合計欄に記入する。

別記 2

関係法令

法 令 名	担 当
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）	建築指導課
浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）	収集業務課
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）	各消防署
食品衛生法（昭和 22 年法律第 223 号）	保健所食品安全課
水質汚濁防止法 （昭和 45 年法律第 138 号）	環境規制課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和 45 年法律第 137 号）	産業廃棄物指導課 収集業務課
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 （昭和 23 年法律第 122 号）	各警察署

注) 1 ここに示した表は、代表的なものであり、事項によっては、この表以外の法令も関係する。

2 その事項に応じた対応を行うこと。